

第 2 5 回
道州制ビジョン懇談会

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日（水）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 5時00分開会

○江口座長 それでは、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第25回会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、また連日にわたりまして、委員の方々ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

今日はわざわざ鳩山大臣にご出席をいただいておりますので、まず鳩山大臣よりごあいさつ、お話をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鳩山大臣 本日は大変お忙しい中を道州制ビジョン懇談会にご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

22、24、25、26、4日間を使った年末、クリスマスの最中に集中審議をしていただくということで、大変恐縮に思っております。

先般、12月8日に地方分権改革推進委員会が第2次勧告を取りまとめまして、丹羽委員長から麻生総理に提出をされました。私も同席をしたわけでございますが、今後私としてはこの勧告を踏まえて、政府内の取りまとめに汗をかいていかなければならないと思っております。年度内に工程表をつくって、計画をまとめるということでございますが、各方面から異論も相当出ておりますので、工程表をつくるのは大変な作業になるかと正直思っております。

勧告の中にも、地方分権改革の取り組みは将来の道州制への道筋をつけるものであると書かれておりまして、政府としてはまず地方分権に全力を挙げて、その分権の進んでいく先に道州制実現に向けた取り組みを本格化させたいと、そういうスケジュールで考えております。

道州制ビジョン懇談会におきましては、最初にこちらにお邪魔したときに特にお話をしたと思いますが、道州制というのは国の形の問題でございまして、それは最終的には細かいこともすべて決めていかなければならないわけでありましょうが、大事なものは国の形をどうするかと、少なくとも日本の国が連邦制になるべき国とは思っておりませんし、合衆国的な考え方になっても、私は正しい姿とは思えないわけでございまして、それは縄文以来の日本の歴史文化、あるいはいわゆる風土というものの、これを踏まえた大きなビジョンを急がずにじっくりと議論していただいて、壮大なビジョンをまとめていただければというのが最大の希望でございます。

本日は最終報告に向けての一つのテーマである道州制基本法の骨子に向けて、集中審議の2日目と聞いております。道州制基本法を検討する前提となる道州制ビジョン策定に向けて、今後ともできるだけ多くの委員にもご参加いただきながら、幅広いご議論をしていただけるように心から期待をいたしております。そういう思いでございますので、このメンバーで壮大な国の形の将来像を描いていただきたい。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○江口座長 ありがとうございました。

それでは、続きまして……。

○鎌田委員 今、大臣、お忙しい中、ご出席いただきましたので、せっかくの機会ですので、私のほうから大臣にご確認の意味も含めて二、三お尋ねをさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

12月2日の記者会見で、大臣は道州制になるから分権改革を進めなくていいということにはなっていない。それから、道州制の議論が進んでいるのはいいんだけど、余りに急ぎ過ぎると分権改革が進まなくなるというふうに発言をされたと聞いております。

今ご指摘がありましたように、先日地方分権改革推進委員会の第2次の勧告を出しまして、麻生首相から工程表をつくりなさいと、計画を本年度内に策定しろという指示が鳩山総務大臣を中心に策定の指示があったわけで、このときに大臣はサンドバッグになってもやり抜くということを覚悟を表明されたというふうに聞いておりまして、霞ヶ関の強い抵抗がある、そうした中ではそういう強い覚悟を示されたということについては、敬意を表したいと思っております。

道州制に関して、自民党の中で分権論議というのは道州制の邪魔であるといった議論がありまして、これは私も直接耳にしたことなんですけれども、分権改革というのは喫緊の重要課題であるということなんです、道州制が進まないと分権が進まないということを私自身も大変危惧をしております。もしこういう事態になると、これは順番が逆と言わなきゃいけないかなということになります。

我々のミッションとしては、再来年の3月の任期までに最終報告に今、大臣がおっしゃったように、道州制のビジョンをしっかりとしたものをつくるというのは、我々の任務だというふうに考えているんですけれども、それに向けて税財政と区割りに関しては専門委員会をつくって審議を今開始したばかりになるわけなんですけれども、この2つの事項に関しては国民も非常に関心を持っております。

ということで、我々もこの親委員会としても、懇談会としても丸投げをしないで、しっかりと専門委員会を支えるような大枠の議論というのは必要だろうというふうに考えている次第です。

先日、開催した我々と両方の専門委員会の委員との合同の審議では、両方の委員から、まだまだ中間報告に盛られたことだけでは審議するにちょっと足りないところがあると、わかりにくいと、そういう注文や質問が相次ぎましたので、そうした期待に我々としてもこたえなければいけないのではないかなというふうに考えている次第です。

そういう状況の中で、先ほど大臣もおっしゃいましたけれども、この年末の慌ただしに時期に基本法を議論するというのは、ちょっと私なんかから見ますと拙速に過ぎるのではないのか、まだまだ我々は議論すべきことがありますので、非常に誤解を招く言い方かもしれませんが、私から言わせていただくと、今の時期にこういう基本法を議論するというのは、物すごく政治音痴のことじゃないかなというふうに、私なんかは非常にそういうふうに見ているわけなんですけれども、いずれにしても我々としてしっかりと大臣がおっし

やったようなビジョンを国民に提示するということが求められているわけなんですけれども、少なくとも今基本法を議論するというのは、そういう意味では枠組み先行で分権改革の議論とは順番が逆ではないかという、私はそういう気が非常に強く持っているわけなんですけれども。

それで、大臣にお尋ねしたいんですけれども、分権改革一括法案の提出というのは早くて来年の秋というふうに聞いておりますけれども、その前に来年の通常国会にこういう道州制の導入を前提にした基本法を出せるというふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。これについては、大臣がお考えになっているところを率直にもう少しお話を伺えればと思いますし、現段階では我々に対して我々が任命されている大臣の立場から、どのような審議を今の段階では期待されているのか、そのあたりのところについてちょっとお伺いしたいと思います。

○鳩山大臣 率直に申し上げて、大変重要なポイントを指摘されたんだと思います。私個人も従来から道州制がいいと、20年ぐらい前から折にふれて勉強したわけではありませんが、道州制がなぜいいかと、それはいろいろな理由があるんですけれども、47都道府県では格差が非常に目立ちますし、もともとが徳川時代の幕藩体制の名残のようなことになっているわけですし、道州制にすることが究極の国の形を定めることであり、また究極の地方分権というのはそこにあると、私はずっと思っていました。

そこで、実は私の心の中にも葛藤がございまして、一気に道州制をやるべきなのか、それとも地方分権改革、地方分権を進めていくその先に道州制を見るべきかというのは、私の頭の中でも葛藤というか、こんがらがるといえるのか、どっちがいいのかわからないと、そういう気持ちで議員としては過ごしてまいりましたが、今地方分権改革がここまで議論されている中で、総理とも打ち合わせをして、分権改革の先に地域主権型の道州制というものを見出すようにしようと、一応そういう方向にまとめたわけで、まとまっているわけですが、そうなりますと道州制と地方分権改革というのは、これはちょっと大きさの違う問題でして、国民も道州制というテーマであるほうがそれは夢を感じるのかもしれない。地方分権改革というのは、実際国の権限を地方にどこまで、都道府県にどこまで移せるかという話なので、都道府県に移せる権限の大きさと道州に移せる権限の大きさというのは、私はかなりスケールが違うというふうに思っております。

びっくりしたのは、ドイツへ法務大臣として参りましたときに、あそこでは日本みたいに四方が海に囲まれているわけではありませんが、いわゆる入管行政と言っているのでしょうか、要するに不法滞在者をどう扱うかというのは、大体私はこういうものが国で一本だと基本的に思っているんですが、ドイツでは州によって違うので、州立の不法滞在者の収容施設があって、州というのはここまでやっちゃうのかなと思ったんですが、だからそういう意味では、今は地方分権改革と言われている部分ができないようでは、とても道州制に進めないというのが国の実情なのかなという正直思いがあります。

ですから、地方分権の道筋をある程度つけて、そこからしばらく後に道州制に一気に進

めるような環境整備というのができないものか、今は地方分権で一つの実験をして、ある意味で言えば、これはサンドバッグというのは自分から進んで言ったんじゃないくて、総理にサンドバッグになる覚悟はあるかというから、それは総理からそう言われればサンドバッグになる覚悟がなきゃできないですねと、こういうふうに申し上げたわけで、そこで地方分権改革の道筋をどこまでつけられるかというのは、これは大変な問題でしょうけれども、それをやっていく中で道州制をその先に見つめているという姿もはっきりさせて、何とかしたい、そういういい方向に持っていきたいと、こう正直思っておりますが、したがって私はビジョン懇というビジョンが一番大事、構想とか理念とか、司馬遼太郎さんの言えは国の形とか、それが一番大事なので、こういうすばらしいメンバーでぜひビジョンを語っていただけないかと。

そうなりますと、正直言って基本法という話は最初に聞いたのは与党の政策協議だよ。自民、公明の合意の中に書いてあるでしょう。あれは麻生政権ができたときでしょう。書いてありますよね。

僕はそれを見ておやっと思ったのは、ビジョンを懸命につくるときに、基本法というのはどういう道州制の導入を進めるため、道州制基本法（仮称）制定に向けて内閣に検討機関を設置するというふうになっている。

私は正直言って、この検討機関でどういう合意なのか、これは合意の趣旨はもちろんあるんでしょうけれども、ビジョン懇のほうできちんとビジョンを確定しなければ基本法には進めないと、私はこの文章を見た瞬間にそう思ったわけなので、まずビジョンと、こういうふうに思っているんですけれども。

○鎌田委員 中間報告を大臣はご一読いただけているかと思いますが、1年かけて中間報告がまとまったわけなんですけれども、ただ国との役割に関しても、中間報告では国の役割を限定するというふうに書いてありますけれども、今までの流れから見ると、それもわからないではないんですけれども、逆に言うと今のように例えばアメリカでも3大自動車メーカーに財政支援をするような、そういう事態があったりして、中間報告では産業政策というのは、基本的に道州の役割になっているんですけれども、そうすると道州しかやらないんだよと、国には口を挟ませないんだよというような考え方で、果たして国民は納得するのかと。

それから、もう一つはナショナルミニマムのところでも、いろいろな議論があるわけなんですけれども、1億総中流と言われていたのがあつと言う間に格差社会になっちゃって、ジニ係数で言うと今アメリカ、イギリス並みの貧困の格差で、でも国民は本当にそういう国、社会を望んでいるのか。北海道大学の世論調査なんかを見ますと、そうじゃなくて北欧型のセーフティネットをしっかりと張った社会というのを望んでいるというのが60%近くありまして、英米型というのは10%ないんですね。ですから、ここの場では今大臣がおっしゃった意味で言うと、国のビジョン、役割、形、国の役割って一体どこまでこれから新しい道州社会の中でやったらいいんだということを私なんかはもう少し議論をしたいと

思っているんですけども、ただそれを言葉だけで国の役割を限定するということで果たしていいのかなと。

ですから、そういうところの議論をもっと重ねてみたい。もっとほかにもいろいろなテーマ、課題というのが現実に関心を持っているのがあると思うんですけども、もし大臣のほうでこういうことを議論したらどうですかというのがおありでしたら、何かご示唆をいただければと思います。

○鳩山大臣 専門委員会というんでしょうか、幾つに分けるかという……。

○江口座長 2つに分かれています。

○鳩山大臣 まず、それがある。そのことと例えば川勝平太さんは、あれは4つにたしか分けるんですよ。ディズニーランドみたいに何とかの国という、だからそういう考え方を持つ方もいることはいるんでしょうけれども、だから幾つかに分けるとして、そのスケールとどこまで国の権限を道州の権限にするかと、あるいは道州の権限でないものが国に残るというふうにも言えるかもしれないけれども、それは区割りというのか、選挙区割りでありませんが、そのスケールとの関係も密接だろうと思っておりまして、だからそういう中で、まさに道州政府という形になるのかなと、今の県議会というのとは違って、道州政府、あるいは道州の首相というのが出てくるのかなというふうに思いますけれども、そこで権限が国と道州とどこまで分かれるかということが一番の論点なんだろうと、そのところで構想をおまとめいただければありがたいという気持ちが私には強いです。裁判権まで一部与えるのか、与えないのかというのは大議論があるんだろうと思います。

○堺屋委員 随分と長い議論があり、またこの道州制ビジョン懇談会でもかなりの議論を積み上げて、それで規模として今、鎌田委員のおっしゃったようにスウェーデン規模、そのくらいの規模にしたほうがいいんじゃないかというようなこともあって、それで道州の規模はヨーロッパで言うところのぐらいになるというような話がいろいろと積み上がって、その結果、一応中間報告というのが出ました。

その中にまだペンディングに残っている部分もありますが、一応一つの筋として出ておりますので、これをこの懇談会でさらに煮詰めて、そしてできることなら基本法という、いわばスケジュール法、概念法と道州制の大きなビジョンとそれを進行するためのスケジュール、こういう形で基本法を早い時期に国会に提出していただければ、国民も議論が深まり、またその中で修正も行われ、基本法というのは基本的にはスケジュール法ですから、この問題はいつまで、この問題はいつまで、この問題はどういう組織でどういう検討ということを決めるわけですから、そういう段階に持っていっていただければ、皆さん全国民が真剣に議論して、よりよいものができるんじゃないか。一応基本としてこの中間報告が了承されたということで前進したいなと思っているところなんです。

○江口座長 金子委員、どうぞ。

○金子委員 基本法の話ですけども、道州制ビジョンは幾らつくってみても、最終段階では恐らくそのとおりにとはなりっこない。必ず多くの動きの中で総合されてできてくるん

だと思います。ただ、現状においては、こういうものだと漠としたビジョンは掲げることは可能である。

そうしますと、今、堺屋委員がおっしゃいましたように工程が一番大事なんですね。例えば、明治のときに見ますと、版籍奉還というのをやりましたが、あのときに政府の要人の中で次にわずか2年後に廃藩置県が行われるなんてことを想像した人は1人もいなかったと歴史に書いてある。しかし、版籍奉還は坂本龍馬の船中八策に書いてあって、これはやるということはコンセンサスがあったわけですね。それにいくわけけれども、廃藩置県という具体的な問題については、何もだれも考えてなかった。わずかに木戸孝允がそういう考えがあって、密かに謀略をもってみんなにわかるようにやっていくしかないということを日記に書き残している。そういう状況なんです。

したがって、この道州制をやるときには、初めからこういうものをつくるんだ。だから、こうやるんだというふうにはなかなかいかない。むしろ民主主義の手続ですから、初め試行錯誤がどんどんありまして、初めは混沌としたものがだんだん一つに収れんされていくという形で、10年後ぐらいに目標を立てておくと、そこで初めて全国一斉に号令をかける事態に全体が動いてきたかなと思う時期が来ると、それを想定して動かしていくというのが大事な作業で、動かしていくという最初の取っかかりになるのが既に現行法になっている特区推進法です。特区推進法は非常に欠陥のある法律ですけれども、少なくとも第一步を踏み出した点については、後世歴史に残る画期的な法律だと考えます。ところが、北海道が始めたのに、他のどの地域も動かない。その理由は、合併によって道州制を作るという間違った前提に立つからである。ほかはだめだということはないですから、それをほかもやれるようにするということがまず第一であって、そういうことを工程表を書いて基本法に決め、そのとおり動いていくと、こういうことだと思うんですね。

○江口座長 大臣、お時間よろしいですか。

もし何かございますか、大臣。

○鎌田委員 それでは、私が最初にお尋ねしたことについてちょっとだけ確認をさせていただければと思いますけれども、来年の通常国会にその基本法を出すというその必要性について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○鳩山大臣 確かに、総理も国会で聞かれると、与党の合意を答弁して、道州制基本法の制定に向けた内閣に検討機関を設置し、作業を進めますというのが10月2日、だからそういう答弁をされています。これは我々を縛るものだと思うんですが、与党合意の道州制基本法の制定というのが道州制の基本法というのはどういう意味合いのものなのか、堺屋先生おっしゃるようなスケジュール法なのか、何なのかという点もありまして、ちょっと私はその辺は中身次第だという気がします。

そういう意味では、総理とも相談しなければなりませんし、また与党とも相談しなきゃいけないと思いますので。

○江口座長 松浪政務官。

○松浪政務官 今日、私のもとに民間の方が会社の社長さん方がいらっしゃったんですけれども、何をやりたいかとおっしゃると、民間のほうから道州制の国民運動を起こしたいと、会社の社長さんも100人ぐらい集まりはって、来月ぐらいにはもっと何百人にもして、何十万人かのそういうグラスルートの草の根のこういう道州制のムーブメントを起こしたいと。もはや国民の国家意識は今のままで絶対にもたない。経済は発展しないし、社会保障ももたない。この少子化に打ち勝つには道州制しかない。

○江口座長 ごめんなさい、それは来年3月に3,000人の国民の大会を日比谷公会堂でやりたいという国民も出てきていると、そういう……。

○松浪政務官 そういう動きもありますので、何とか国民運動に持っていくのが我々のまた役割であると思いますので、総理はこれは検討機関とおっしゃいましたけれども、このビジョン懇も前倒しで格上げしていただくとか、そういうこともまさに政治のあり方かなというふうに思いますので。

○鳩山大臣 屋上屋を重ねるようなこととしてもしょうがないもの。

○松浪政務官 屋上屋じゃありません。このビジョン懇を屋上屋を重ねる……。

○鳩山大臣 これがその検討機関になるなら別だけれども、また同じようなものを……。

○松浪政務官 もちろんです。せっかくの議論が積み重ねがございますので、そのあたりまた大臣にいろいろご指導いただいて、よろしくお願いいたします。

○鳩山大臣 すみません、今日は貴重ないろいろなご意見で、私はよくまた考えてみますので。

○江口座長 どうもありがとうございました。

鳩山大臣に時間をとっていただきまして、皆さんからご質問をいただきました。ご質問をいただきました委員の先生方、心からお礼を申し上げます。

本日でございますけれども、資料6-4を見て、出していただきたいというふうに思います。

この4日間の集中審議というか、こういう形になったということにつきまして、ちょっと私も整理をしてみたわけでありまして、いろいろ道州制基本法骨子案、基本法案をビジョン懇が出すというのは、ちょっと筋違いだろうと、骨子案を出すということは一応可能じゃないかと思うんですけれども、そういうことで堺屋委員のほうから道州制基本法をここで考えたらどうだということについて、堺屋委員は2009年、平成21年度通常国会に政府案として上程及びということで、堺屋先生は言われたわけですが、これに対して金子委員ほかは、堺屋委員に対して賛成であると、2018年、平成30年に道州制法（仮称）を予定する案を賛成し、前者の内容及びその前後の推進事項に関する要検討事項を提示する必要があるけれども、道州制基本法案というようなものを一応考えておくということは、これは必要ではないかということ意見を言われる方もいました。

それから、河内山委員のほうは道州制基本法の骨子となるべき事項については、今後地方の意見も反映しつつ、当懇談会において検討を進め、最終報告書に記載すべきだという

ようなことで、意見がいろいろと尽くされたわけでありますけれども、結局最終的には金子委員、それから堺屋委員のほうから、政局を考えながら臨機応変に対応しなければならない。また、道州制議論が速度を速めることによって、地方分権を後押しすることにもなって、また来年の通常国会に政府案として上程するかどうかは別にして、世論喚起のてことなることから考えて、骨子案を作成していくことには異議があるというのは、金子委員、それから協議会の篠崎委員、今日出席していませんけれども、篠崎委員ほかの委員の方々がこういうようなことを要するにこの道州制基本法というか、骨子案というものを提示することが世論喚起という世論に注目してもらうという一つのものであるんじゃないか、そんなことで前回ですけれども、ビジョン懇談会において大勢の意見を占めて、それが結果として12月22日、24日、25日、26日の審議実施ということに決まったということであります。

道州制基本法につきましては、多数の方々が中間報告の内容に即して構成されるべきではないかと。例えば、目的であるとか基本理念とかというようなものについては、中間報告というものに言い尽くされているんじゃないだろうかというようなことで、これも私の感ずるところ、多数の方々の意見でございました。

そこで、私のほうとしましては、道州制基本法骨子案ということで、中間報告から抽出いたしまして、第1章、総則ということで目的ということで、第1条、簡単ですから読ませていただきますと、この法律は、わが国の中央集権体制を転換し、時代に適応した新しい国のかたちをつくることを目的とする。

1、繁栄の拠点を多極化し、日本全体を活性化させるために、「道州制」を国の統治体制とすること。

2、国際競争力を強化するとともに、地域の経済・財政基盤を確立し、わが国を経済大国として世界の主要なプレーヤーとして存在しつづけることを可能にすること。

3、全国一律、画一的規格基準の中央集権体制を廃し、国の機能を国政にふさわしい分野に限定するとともに、自治立法権、自治行政権、自治財政権を十分に備えた地域政府を確立し、地域住民本位の地域づくりを行うこと。

4、受益者と負担者と決定者の距離が近くなる新たな国のかたちをつくることによって、地域住民のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある行政運営を可能にすること。

5、諸機能の各地域への分散と分担を図ることで、国家リスクを分散し、わが国全体の安全性を強化することが可能となること。

これは中間報告からほとんどそのままというか、抽出したままでありますけれども、これは中間報告で大臣に報告したわけですから、それだけの重きをもって考え、また目的としてここに一応記すべきではないだろうか。

なお、中間報告の時点から以降、これは後の項目にも当てはまりますけれども、こういうこともつけ加えたらどうかと、こういうことについては修正すべきではないかというよ

うなことがあれば、これはリファインしてこれから1年かけて、このリファインをしていけばいいのではないだろうかというふうに思っております。

いずれにしても、中間報告から抽出しました。

第2章、基本理念（基本理念）という第2条、これも中間報告から抽出しています。

ここでいう「道州制」とは、次に掲げる事項を満たす新しい国のかたちをいう。

1、地方分権を極限まで推進し、かつ、国民が主体的にかかわりつつ、国民の意向を十分に重視して、現在の中央集権体制というかたちを改め、自己決定・自己責任のもと、地域が主体となって、自立した行政システムを確立し、地域住民のニーズ、切実な要望にきめ細かく応えられる統治体制に改めること。

2、国民一人ひとりが自助の精神をもち、地域の政治・行政に主体的に参加し、みずからの創意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行なえる統治体制であること。

3、補完性の原則、近接性の原則に基づき、地域住民が行なえることは地域住民が、地域住民が行ない得ないことを基礎自治体が、基礎自治体が行ない得ないことを道州が、道州が行ない得ないことを国が行う統治体制であること。

4、国の権限や機能が真に国家としての存立に必要な分野に限定される統治体制であること。また、国と道州と基礎自治体は上下関係ではなく、平等の役割分担の統治体制であること。

5、既存の国の地方出先機関や都道府県の合併、再編を前提とせず、真に地域の生活や振興、地域住民が納得し満足する国のかたちを形成する統治体制であること。

6、国、道州、基礎自治体は、それぞれの役割に応じた財政需要を賄うに足る税源を持ち、また、道州間の財政調整にも配慮すること。

前回、基本理念についての議論ということで、いろいろ時間的にはそんなに長くはなかった。しかし、十分に長かったとも言えると思いますけれども、多くの方々、協議会の委員の方々からも、こういう中間報告から基本理念というようなことを抽出すべきだと、まとめるべきだというようなことをございましたので、一応まず1日目のまとめとしてこういう形でまとめさせていただきました。

先ほど申し上げましたように、これについてさらにいろいろと議論を深めたいとか、つけ加えることがあるというようなことがあるかもしれませんが、また今日これで一日過ぎてしまうということも何ですので、それから次のページを開いていただいて、4ページですが、第3章、スケジュールということで、これも拾ってみました。いろいろペーパーを出していただいたり、いろいろとおっしゃったことを抽出してみますと、まだ二、三漏れているかもしれませんが、道州制実施法、堺屋委員から、それから篠崎委員のほうから道州制推進法、それから篠崎氏から政府による本格的検討機関の設置、それから村上委員、それから河内山委員のほうから、地方での公聴会や世論調査、世論形成をもっと進めるべきではないだろうか、それをどういうふうに盛り込むかということを考えなきゃいけない。

それから、金子委員のほうからは、道州制特区推進法の活用と改正をすべきだと、これについては高橋委員も北海道だけで1人頑張っているというんじゃないくて、もう1カ所特区みたいなところをつくってもらうことによって、お互いに刺激し合うことができるというようなこともありました。

それから、内政基本法の制定という、内政基本法と道州制実施法とどう違うのかというようなところもあると思いますけれども。

それから、芦塚委員のほうからは、道州と基礎自治体の関係について、それから堺屋委員以下ですけれども、道州制準備本部を設置しないといけない。道州制準備本部設立事務局を設置しなきゃいけない。道州制準備本部の設置、それから第三者からなる顧問会議の設置、各道州に道州制移管事務局の設置、そういうようなものをスケジュールにはめていかなければならないというようなことでいろいろとペーパーに書かれていて意見をまた述べられていました。

このスケジュールについては、最終日に議論をさせていただきたいというふうに思いますので、今日は予定どおり区割りについての基本方針を主要テーマにして議事を進めたいというふうに思います。

お手元に資料1として配付してございます道州の区域に関する中間報告の記述及びこれまでのビジョン懇談会の中での意見を取りまとめましたので、私が今お話ししたのにつけ加えて、杉本参事官のほうからご説明をちょっとつけ加えていただきたいと思いますというふうに思います。

よろしくお願いします。

○杉本参事官 資料1のほうをごらんいただきたいと思います。

道州の区割りににつきましては、中間報告のところで7の章に道州の区域として区域の決め方と道州議会ですとか行政庁の所在地について記述がございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、これまでの委員の皆様からの意見を少し類型化いたしまして、区割り論について基本的な考え方、それから区割りの決め方、さらに区割りのイメージというようなことでまとめさせていただいております。州都についても、最後につけさせていただいております。

また、資料10といたしまして、先日15日の合同会議に出されました区割り基本方針についてということで、区割りの専門委員会の矢田委員長のペーパーも出させていただいております。

以上でございます。

○江口座長 今日はそういうことで前に進むということで、予定どおり区割りの検討に関する基本方針についてご議論をいただきたいと思いますけれども、私のペーパーに戻っていただいて、4ページでございますけれども、区割りの検討に関する基本方針についていろいろご発言がペーパーでまた今までもありました。それをまとめてございますけれども、区割りについては前々回さほどなくて、一番強く主張されたのが堺屋委員で、東京を

どうするかということがこれが一番の決め手であるということと、それから村上委員が今日は出席されていませんけれども、国が一方的に決めるべきではないと。それから、文化・歴史、社会経済活動や住民生活の実態、交通体系の整備状況などを考慮すべき、これは村上委員が言っておられました。

それから、専門委員会での検討状況については、これは十分に議論されているわけではないと、まだ時間もその機会もなかったので、会議を開いて十分に意見交換をしているわけじゃないけれども、私の個人的な意見としてはということで、区割り基本方針検討委員会の委員長、矢田先生のほうから、先ほど杉本参事官からのご紹介もありましたけれども、そこに書きましたように、これもそのまま書き写しております。経済的、財政的自立が可能な規模、それから住民が帰属意識を持てる地理的体制、それから歴史・文化・風土の共通性、それから生活や経済面での交流、それから5番目に官民の広域ブロックの各種既存単位、こういうようなものを考慮しながら、区割りを考えなければならないのではないだろうかというような区割りに関する基本方針というものが出されているということであります。

そういうことで、つきましては、今日は区割りを中心にしてこの議論をしていただきたいと思いますのでありますけれども、お手元に資料6-3として配付してございますように、今日は堺屋委員のほうから資料が提出されておりますので、堺屋委員からご説明をいただいて、先に進みたいというふうに思いますので、堺屋委員のほうからご説明をお願いいたします。

○堺屋委員 区割りを議論するときにも、国との役割を明確にしておかないと区割りの判断ができかねると思います。

そこで、まず昨日の議論、昨日これは議論すべきことがあったんですが、時間切れになりましたので、改めて中間報告4-3、17ページでございます。中間報告の4-3のとおりでよいのか、これをまず確認しておく必要があります。

○江口座長 4-3というと17ページですね。

○堺屋委員 これはなぜかという、これは完全に国の機能の限定でございまして、昨日例示と言われた方があったが、それが大違いになりますので、この範囲は明確にしておく必要がある。

ペンディングになっておりますのは、生活保護、年金、医療保険等のナショナルミニマム並びに警察治安、広域犯罪については十分な議論を行い、基礎自治体と道州がなすべき役割と国の責任の部分について検討する、これだけがこれが検討のペンディングになっております。このことは区割りにも相当関係があると思いますので、これを一致させておいたほうがいいのではないかというのが第1であります。

私の意見で言いますと、広域犯罪（日本版FBI）は必要ですが、警察はやはり自治体に任せて、今のいわゆる体制、公安中心の警察はFBIであると、自治体警察は治安の安定であると、これははっきりさせるのがいいと思います。

2 番目に、生活保護は憲法上国の責任であり、国税から基礎自治体を通じて支給すべきだと。したがって、これは16項目の中に入っております。ところが、年金、医療保険については、これは基礎自治体を中核として考えるべきであろうと思いますが、道州及び国の助成について検討する必要があるのではないかと。例えば、地域の年齢構成と助成方式を考える必要があるのではないかと。

それから、中間報告4－5のほうでございますが、国と道州制連絡協議会、さらには独立した最低調整機関というのがあります。昨日も沖縄の話が出ておりましたが、まさにこれは沖縄が道州になるとしますと、国との問題で沖縄の軍事基地などはこの連絡協議会、さらには独立最低調整機関で地代を決める等々の問題があると思います。この点、まず国との役割を昨日必ずしも十分できなかったもので、再確認をしていただきたいと思います。

5 番目に、道州の区分けでは東京の問題が第一です。いろいろと数値を1人当たりの所得とか税収とかいうのを言っていきますと、圧倒的に東京が独立なのか、南関東、あるいは東関東に入っているのかによって、全然違ってしまいうんですね。

私の私見では、住民数に比べて全国機能の比重が著しく高い等の10区、中央区、品川区、渋谷区、港区、新宿区、千代田区、文京区、台東区、墨田区、江東区ですが、これは国の機関、あるいは全国的な機関が圧倒的に広くて、地域住民が極めてかなり少ない、こういったところは国直轄のものとして首長は政府の任命、国会の承認、そして基礎自治体はもちろん選挙という形にすべきじゃないか。これは大変今も問題になっておりまして、人口5万数千人の千代田区が建築制限になっておりますので、全国機能が非常に偏ってしまいました。そういう問題もあります。

この地域からの州税、つまり東京中心部からの州税でございますが、国が管理して利用するようにしてはどうかと。

それから、なお将来、首都機能が移転される場合は、当該首都機能地区もあわせて国の直轄とするということでもあります。

6 番目に道州制実施後の現在の府県単位につきましては、「文化事務組合」のようなもの、広域事務組合の逆でございますが、道州の中に小規模、道州の一部を事務組合として残し、これは文化事業、行催事業を監督するようにしてはどうかと、そういう過渡的といえますか、文化事業に限って組合を残すことが必要ではないかということでもあります。

7 番目、州都でございます。

これはまことに面白いことで、道州制が始まると州都の取り合いが既に盛んでございます。州都は私の考えでは、アメリカの各州を参考にして小規模都市に置くべきであると。アメリカでその州の最大の町に州都があるのは、コロラド州など、過疎地帯なんですね。過密地帯ではカリフォルニアはサクラメント、ニューヨークはアルバニー、全部違いますね。フロリダも違いますし、テキサスも違いますし、全部違います。4つほどの町が過疎地帯で最大の都市にあります、そこは最大の都市しかないようなところでもあります。

したがって、州都は小規模なところに置くというのをあわせて決定することによっ

て、決定というか、それが望ましいということにして、州都争いは避けなきゃいけないと思います。

これは首都機能移転のときの経験でございますけれども、すべてうまくいって、最終段階で場所を特定のところを言い出したとたんにつぶれちゃったんですね。つぶす目的でおっしゃった方もいたようではありますが、特定の非常に全国的に見ると人気のなさそうなどところを出してつぶされたということがありますので、この州都問題というのは意外と早く言っておかないと、この運動に差し支えると思います。

それから、8番目に道州の区分の具体的な決定は3年か4年後にする。調査・審議会を開いて、その調査・審議会を22年度中に発足して、それから3年ぐらいかけてやる。その場合は国、地方自治体、地方経済界、地方文化界、情報団体、その中にはマスコミ、報道も入りますが、そういったものを幅広く動員して、地域別にも分断して検討すべきであろうと思っています。

以上です。

○江口座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○金子委員 ご苦労さまでした。

大変細かく考えていらっしゃるんですけれども、今日の前でスケジュールを決めるという場合におきましては、後順位になるテーマが多いですね。例えば、ここの区割りの問題にしろ、まず東京をどうするか、これは私にも実際の体験がございまして、八都県市で首都圏連合というのをやっている。その首都圏連合をやるときに、東京をどうするかという問題がありまして、そのときに最終的に考えたのは、南関東州をつくっていくという段階においては、膨大な政治力が要るわけですから、東京都を横にはじくなんていうことを言い出したら、それだけでおしまいだと。だから、東京都は最終的にはどうなるかということとは考えていく必要があるけれども、今結論を出す必要はない。これは道州ができてからでも考えられる問題だということで、まず後順位になりますね。

一番最初に、ですからお書きになったのは、(1)で中間報告で書いたとおりでよいかどうか。私はよいというほうに賛成したい。これでいきますと、このあとの(2)、(3)、(4)、(5)、(6)は全部で後順位で、一番早くて3年後の私が言っている内政基本法、それから篠崎さんの言っている推進法というふうなものがありますが、堺屋先生も何か3年後に基本法をおっしゃっていたと思いますが、その辺のところでは一番急いで結論を出すとしたら、こういう問題が入ってくるかなというふうに思います。

今、喫緊の問題としては、江口座長が出してきた本日議論していただきたいことというこの中の区割りをどういうふうにいつどういう形にするかということを考えるということではないかと思います。

以上です。

○江口座長 私としては、今日は区割りに対する基本方針に絞ってご議論をいただければ

大変ありがたいというふうに思うということは、区割り専門委員会のほうからも親会がどう考えているかということがわからないのにどうするんだと、我々はどうか考えたらいんだと、親会で考え方を示してくれというようなことも、それはまた当然のことです。また私の出したスケジュール、1カ月前に出しましたけれども、そこでも今日は区割りの検討に関する基本方針、だから区割りをすることではない。東京をどうするか、北海道をどうするか、関西をどうするかということではなくて、基本的な区割りをするときにはどんな考え方をしたらいいのか、まさに矢田委員長が言っておられるような、こういう角度からのそういうものをそれぞれの委員の方々が尺度としたいと、すべきだというような、そういう尺度についていろいろとご提案とかお話をいただければ大変ありがたいというふうに思っているんです。

今、堺屋委員のほうからいろいろ出されてきましたけれども、これについては一面そのとおりだというふうに思うんですけれども、例えば堺屋委員の考え方によると、道州制準備本部とか、あるいはまた道州制実施法ですか、そういうような中で区割りは決めたいので、基本法の中で日本の全国をこういうふうに幾つに区切るとか、東京はどうするところまで基本法で書かなくてもいいんじゃないかと思ったりするんですけれども、いかがでございましょう。

○堺屋委員 大変重要な問題です。

まず、道州の格差をどうするかという問題があるんですね。東京を仮に南関東州に入れますと、ここだけが大変に所得も何もかも高くなります。それを許容した形でつくるとしますと、道州の格差の問題が大変大きくなってしまいます。それを許容するかどうかという問題。

それから、2番目に国の機能が住民機能をはるかに上回っている部分、これを1区画と、一つの州の中に入れるということになりますと、その州の首長が国の機能の集まったところを監督することになるわけですね。このことが非常に問題なんです。

これは非常に大事な問題で、もし国の機関のまとまったところを特定の州の首長が監督するとなったら、国と州の関係が変わってくると思うんですね。だから、ロンドンのシティとワシントンDCは別なわけで、その上に所得水準、納税水準が非常に高く、ここに国の財産、公共事業からビルまで物すごく入れている。こういうものを同じ州の長が同じレベルの他の州を監督し、支配していいのか、これは大変重要な問題なんです。

○金子委員 大変重要な問題なので、これは今日や明日でもって決まる話じゃないし、もちろん2年や3年で決まる話じゃない。私はその話を決めるには10年かかると思います。

したがって、ただそういうふうな問題があるよということだけでペンディングして、そして目下のところではここ一、二年の間にできることに中心を置いて、恐らく首都圏をどうするかという問題は現に首都圏連合の中においてすら、東京をどうするかという問題は先延ばししているんですから、それを今ここでやってみても机上の空論に……。

○堺屋委員 それはそうすると今度財政の問題をとるときに、非常に難しくなってくるん

ですよ、東京の入っているところと入っていないところで。そうすると、財政のときにここで引っかかっちゃうと思うんですね。一回積み上げてみてください。

○鎌田委員 ちょっと話を戻すようで恐縮ですけども、江口座長さんから出されてきたこの骨子案について、私はかなり強く基本法の議論をすること自体が今反対だということを大分以前から申し上げているかと思いますが、そういうことが全く入っていないのは遺憾で、少なくともこういう重要なことに関しては、反対の意見があるということをどこかに必ず明記すべきですし、それはこれから強く求めたいと思います。

私のこれからの発言は、ですから基本法の議論を前提にしないで発言をさせていただくということを留保の上で発言させていただければと思いますが、堺屋さんがおっしゃった国の役割のところは本当に重要なところだと思うんですね。つまり区割りの議論をするに当たっても、それから税財政のことを議論するに当たっても、実際にこの間の合同委員会でも、異口同音に専門委員会の方々はおっしゃっているというふうに私は理解して聞いていたんですけども、つまり前回私はこれは例示じゃないかというふうに申し上げましたけれども、百歩譲ってここが細かく、細かく国のこの権限、この権限というのをやる場所、時間的な余裕がないとしても、現状批判の上でこうすべきだと、大臣も先ほどおっしゃっておいりましたけれども、国の形というのはこうあるべきだということをビジョン懇談会を出してほしいというふうにおっしゃっているわけですので、つまりそうすると外交、国際協調に限るというようなことで、果たしてそれで済むのかというあたりをこれは一例ですけども、もう少しここで議論してもいいと思うんです。

例えば、前回も地域協議会のどなたかから発言あったかと思いますが、これから道州ができたときに、道州自体が九州なんかだと提言にもありましたけれども、いわゆる地域連携協定を周辺の国の地域とつくろうというようなことが盛り込まれているわけですけども、多分そういうことというのは随分出てくるんだろうと思うんですね。想定されるわけですね。

ですから、そういうときに地域版と言いながらも連携協定をつくるとなると、これは外交に限りなくかかわる部分が出てくると思うんですね。ですから、そういうのをもう少しシミュレーションとは申し上げません。それから、これは一つ一つ全部やれとは言いませんけれども、今後想定されることに関して、幾つかピックアップしながら具体的に議論してもいいのではないかなというふうに私は思います。

前回全く国の役割に関する議論というのは時間が足りませんでしたので、そういう足りない中でこういう形で一見一読するとききれいな形のように見えますけれども、つまりこういう形式的な議論が国民には幾ら説明してもわからないということなんです。果たしてそういうことでいいんですかということなんです。もっと具体的に例えば今、堺屋さんが問題提起された国の役割に関して、幾つかのシミュレーションのもとに議論をしておくと、そういうことによって、ビジョン懇談会としては例えば外交、防衛は国の役割けれども、地域でもこういうことはあり得る、これに関してはこういうふうな役割が想定されるとい

うことを議論しましたというのをなぜここで議論しないのでしょうか。つまりそういうことが必要なんですよ。

つまりそういうことを持っていくことによって、初めて地方でシンポジウムを今あれだけ開いているわけですから、地方のいわゆる国民、県民、住民の方々にとって理解できる、あるいは我々の説明責任が果たせるということだと思えるんですよ。単に本の紹介をしたり、地域に都合のいいことばかり言うような、そういうシンポジウムであってはいけないと思いますし、そういうシンポジウムにならざるを得ないような、我々自身がここでは本当に持っていくような材料がないことしか議論していないということが本当におかしいと皆さん思いませんか。本当にこれからもっと年明け以降、いろいろな地域でシンポジウムが開かれると思いますが、例えばビジョン懇談会で一体何を考えているんですかと、沖縄に行ったときもそういうことを私としてはいろいろな疑問を投げかけられたというふうに思いました。ただ、そういうことに関して説明するような、できるような材料を今持っていないんですね。2人行きましたけれども、説明もしていない。果たしてこれで我々の説明責任、役割というのは果たしたことになるのでしょうか。

○金子委員 鎌田さん、今おっしゃられたことは全部やらなきゃならんことなんですよ。非常に重要なんです。しかしながら、それは終わりの段階なんですよ、それが煮詰まるのは。それまでの間においては、もちろん議論が進んでなきゃいけないけれども。

今考えているのはそうじゃなくて、おっしゃられるようなシンポジウムを幾らやってみたとところで、国民は喚起されない。この国は昔も官尊民卑、今も官尊民卑、総選挙をやる必ず与党が選挙で勝つという国土なんですから、この国民に対してアピールする最大の方法は国が動くか県が動くか、それが国民の利害にどう響いてくるかということでインパクトは与えられたときに、初めて議論が巻き起こると、これが今までの具体的な経過、今までの歴史を見ると、言えることなんです。

ですから、ここでどんな仮想空間を立派につくり上げて、これはち密な論理である。これはでき上がった壮大な宮殿であるというふうなことを言って示しても、そんなものはチンプンカンプンということになるのがこの国の今までだし、これからもそうなりかねない

○鎌田委員 ですから……。

○金子委員 ですから、スケジュールを決めることが大事なので。

○江口座長 すみません、政務官が発言を。

○松浪政務官 私はこちらでは、鎌田委員に非常に感ずるところがあるんですけども、それはどういうことかといいますと、私は前回外交をどう任せていいかという鎌田委員がおっしゃいましたけれども、まさに私は前回EPAの例などを引いたかと思います。本当に我が国が外交ということで、全部を今のように国家単位でEPAをやっているのかどうか、本当に移民国家になって対応ができるのかどうか、そういうのは例えば外交で目に見えると思います。

また、おっしゃいましたように、私は前回道州制社会保障論も必要じゃないか、道州制

経済論も必要じゃないかということを申し上げましたけれども、そういう国民の皆さんにあんなこといいな、できたらいいなという夢を与える議論があつて、それから私先ほど申し上げました草の根の民主主義で、それは必要じゃないかと国民の皆さんに思っていたく、それとともに私も基本法はあらねばならないと、だから基本法なんだと、だから道州制なんだというふうに、目に見える形で両方が納得できるというふうにならないといけな

いと。

そういう意味では、私は以前江戸時代の連邦制から明治時代の中央集権ということを経て、今3つ目の体制に移行しようとしているんだということであれば、民主主義というのも変わらねばならないと。

それに加えて、私が鎌田委員と違うところは、今大変な不況であります。不況であるからこそ、国民の不安は将来何があるのかわからないと、そういう意味で経済と社会保障を両立させるための手段としての道州制というもうちょっと大きな枠組みがあつて、そのために基本法なんだと。

ですから、基本法は中間的なところであつて、生活はこう変わる、さらに将来はこうあるという中での基本法という、まずはコンセンサスを得ていただくのがいいのではないかなというふうに思います。

○江口座長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 11月25日に最初に堺屋委員が基本法をやるべきだと、つくるべきだという案を出されたときから1カ月がたっているわけですがけれども、その間に大分皆さんの議論の方向が変わってきていると思うんですよね。最初に出されたときには、かなりそれこそ実施法とか、あるいは内政基本法と言っておられるものに盛り込まれるべき内容までつくろうという話になったんですけれども、今は理念とスケジュールだと、こういう話に変わってきていると思うんです。それであれば、基本法であっても立案可能だと私は思います。それ以上でなければですね。そこは多分鎌田委員もそれほど異論がないんじゃないかと、何を鎌田委員がご心配になっているのか、ちょっとわからないところが実はあります。分権法との関係で、分権法がないがしろになるのをおそれられるというのは、これはずっとおっしゃるので、わかるんですが、それ以上に何をおそれられるのか、ちょっとわかりません。それが一つ。

それから、区割りの基本方針の議論とか税財政の基本方針の議論、これは本当は専門委員会をつくる前にこちらで議論してお示しすべきものだったと思うんですが、それができていない以上、それをある程度固めなければならぬというか、皆さんで議論して示すのは、これはおくれればせながら当たり前の話で、それを否定されるのもよくわからない。

ただ、余り細かいところに入ったのでは専門委員会をつくった意味がありませんので、そこは大枠にすべきでありますし、東京都の問題はそれはいろいろ難しい、今日決めるというわけにもいかないでしょうから、これは別の問題もありますよということを取りあえず留保して、いずれにしてもビジョン懇のほうで最終は議論してある程度の方角を示しま

すと、こういうことにしておけば、そこはそれでよろしいんじゃないかということで、ちょっと議論がごちゃごちゃになっている気がするので、整理をしていただきたいと思います。

○江口座長 宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 鎌田委員に私もお質問があって、基本法というものがどうあるべきかということが委員によってイメージが違うから、今の議論にちょっとずれがあるのかなと思います。

私自身は基本法が概念とスケジュールを決めるというものであれば、基本法を骨子案などの形で示して、そしてそれによって世論が喚起され、いろいろな議論が出てくるというのはいいことだと思うんですね。その前の段階でどこまで詰めても、これまでのビジョン懇の議論のやり方では必ずしも世論喚起に私は十分ではなかったと思います。

例えば、区割りの問題でいきましたら、中部地方というのはものすごく難しいところだと思うんですけども、実際に中部地方のメディア関係者やいろいろな人たちに聞いても、あまり反応がありません。一部の会合に出てくる方々を別にしますと、それほど議論が盛り上がっているようには私は思えないんですね。なので、道州制の概念などを基本法の骨子として持ち上げる形と並行していろいろなことを詰めるというのは、進め方としてあると思いますし、今までの議論をこのまま続けて世論が盛り上がるとは余り私には思えないんです。鎌田委員は何をどこまで議論をすれば基本法案の形にできるというふうにお考えでしょうか。

○江口座長 どうぞ。

○鎌田委員 佐々木委員からもお話がありましたけれども、私は別に何もおそれているということではなくて、順番が逆じゃありませんかということをお願いしているわけです。要するに、これが出てきたのと若干議論が錯綜しているところがあるのかもしれませんが、分権改革というのは喫緊の課題で、今動いている、議論している話ですね。道州制というのは、言ってみれば先の話であると。それが議論の中身がちょっと混乱しているといえますか。

例えば、先ほど申し上げましたけれども、与党の中で分権の議論というのは道州制の議論にとって邪魔なんだという意見があるんですね。これは佐々木委員がどの程度ご理解されているかわかりませんが、とりようによっては道州制が進まなければ分権も進まないという、そういう隠れ蓑にもなりかねないものがあるわけです。

ですから、今そういうふうの基本法をつくろうかと、理念とスケジュールだけならいいんじゃないのというふうにおっしゃるわけなんですけれども、スケジュールのところ例えば、私の理解では国民的な合意ができるところで、つまり導入というものが前提の上での基本法なんだろうなと思うんですね。そういうふうにすれば、理念、目的だけでなく、もう少し大枠のそれこそ考え方というものもあっていいのかもしれないなと思いますし、ですから今の段階では私の考え方としては、立場としては、スケジュールを入れるた

めの基本法自体がまだちょっと時期尚早じゃないかということがあります。

それから、宮島さんのところに関しても、同じような考え方を言わせていただきますけれども、国民、住民が理解ができるようなことを検討材料は何なのかというのを我々はもう少し真剣に考えて、こうしたことを議論した上でそれを持っていきましょうという、そういう手順というのはあってもいいと思うんですね。

金子委員のほうからは、長年官僚をやってこられたご経験のお話だったと思いますけれども、今議論している道州制というのは、まさしく分権型の国家をつくるための道州制というふうな、そういう議論をしているわけですので、そうすると手続自体が言ってみれば試されているのかなと、今まで国民は幾ら説明したってわかりはしないよと、そういうふうにしたって進むべきところは結局上からのあれでやらざるを得ないんだというような考え方は、もちろん私も霞ヶ関をずっと取材していますので、わからないわけではないんですけども、ですから今回に関して言えば、そういう手続面でも問われているのかなと。手続を尽くしながら議論をすることがそういう新しい国の形、姿をつくっていくということにつながるんだろうなというふうに私自身はずっと考えているものですから、そういう面ではこういうような形でほとんどすかさずの中身の議論で、すぐこういうふうきれいにアプローチされたペーパーが出てきて、これでどうですかと言われても、これは果たして国民が読んで多分納得できると思わないんですよ。多分思われなと思いますよ。ですから、そういうところは我々としてももう少しどういうふうに説明したら、どういうことを議論した上で説明したら理解をしていただけるかということについて、我々自身がもう少し慎重に考えながら進めていく必要があるんだろうと。

○金子委員 鎌田さん、よろしいですか。今あなたが言われていたことの私が何か上から命令して、それでやらなければ国民は納得しないような誤解があったようですから、全く逆ですからね。要するに、下から動かしていくためには民主的な手続を踏んでいくためには、どうしても官がまずこういう道筋というか、少なくとも溝を掘ってやるということによって、初めて動きが出てくるんだよということを言っている。そのために私は当初から道州制特区推進法というものが欠陥法律ではあるけれども、非常に画期的な意味のある法律だ。

なぜなら、既に北海道の民衆が動き出しているじゃないですか。そういう動きを各地に動かしていけることのできる基礎法律として、いわゆるこっちへ行くんだよという道路を示した法律として全く意味があると考えております。

○江口座長 長谷川委員。

○長谷川委員 「悪魔は細部に宿る」で、中身のコンテンツの話を細部にわたってどんどんいくと悪魔が出てきて、話が進まない。だから、この手の改革話というのは、最初にスケジュール法を決めようと、議論の枠組みから固めていって、最後にだんだん悪魔にたどり着いて、そこで決着していこうと、こういう議論になるわけで、僕らはみんな改革しようと思っている。少なくとも道州制で進めていこうと思っているわけだから、まず枠組

みから議論してやってやるというのが、ここ数年の経験から得られた知恵じゃないかなと思うことが1点です。

それと、あえてそれを申し上げた上で、その中身の話をしたいんですけども、国の役割のところでは先ほどEPAという話が出たので、ここに僕は立ち入ってみたいと思いますが、17ページに通商政策が入っていますね。問題を単純に立てて、通商政策を同州政府に任せたとしましょう。同州政府がEPA、あるいはもっとずばりと言えば自由貿易協定を結べるとしましょう。

そうしたら、頭のシミュレーションをやってみればいいんですけども、東北道は米を700%の関税をかけたとします。でも、南関東は僕らは0%に米をしますとしましょう。そうすると、南関東の人たちは、当然安い米の選択肢が得られるわけですから、中国やあるいはタイから安い米を、あるいはカリフォルニアから米を輸入してそういうものを食べようと、恐らく消費は物すごく伸びるでしょうねと。

その場合、東北道でつくった米は当然売れなくなる方向になりますねと。東北道は700%の米に課税をかけたのみで、自分たちで狭いマーケットでやっていくんですかと、こういう選択になってくる。したがって、関税課税権を、関税権を道州に与えるのが正しいのか、それとも国に与えるのが正しいのかと、こういう選択になってくる、私は国に与えるのが正しいと思います。

同じようなシミュレーションで、移民政策についても前にちらっと議論がありました。入国ビザ管理を道州に与えるのが正しいんですか、その場合はどんどんある道州に入った外国人が自分の道州に入ってきては困るというふうに考える道州が出てくるでしょうから、移民管理局を各道州が全部つくるということになって、日本の中での外国人の異動はとっても不便なものになりますね。それで経済発展につながりますか、僕はならないと思います。したがって、移民政策も国がやるのが正しい。

国家安全保障が書いてあります。軍隊を各道州が持つことが正しいんでしょうか、自衛隊をですね。それとも国が持つことが正しいんでしょうか。これも多言は要しませんが、私は国がするのが正しいと。外交国際協調に対しても、条約締結権を道州政府に与えるのが正しいのか、僕は国がするのが正しいと思います。

というように、ある種のシミュレーションを試してみるということは大事だと思いますが、ここで枠組みの議論、スケジュールの議論をするぐらいのところの話であれば、例えば以上申し上げたような簡単な原理原則に沿って物事を整理しても、それはいいんじゃないでしょうかと思いました。

以上です。

○佐々木委員 いいですか。

○江口座長 はい、どうぞ。

○佐々木委員 先ほど鎌田委員、私はこの17項目について議論する必要はないというふうに受け取られたように思うんですけども、そのことは全く考えておりませんで、むしろ

ろ議論をすべきだと思います。議論をすべきなんです、それが全部議論を、全部というか、ある程度進まないで基本法に入れないという話ではないと思っています。

それから、もう一つ申し上げますと、分権委員会、たまたま仙台で委員長が見えて会議がございましたが、そのときに丹羽委員長がおっしゃっていたのは、分権委員会のほうでも実は細かく実際に今国がやっている行政でどういう細かい行政事務をどれを国に残すべきか、地方におろすべきか、かなりシミュレーションがされている、具体的な検討をされているとおっしゃっていました。

それが中央集権化での分権であっても、それは多分こちらの参考になるはずのもので、そういうものも活用すればいいのであって、そういうことが全部終わらなければ、基本法の議論に入れないという話では私はないと思います。それから自民党内で分権の議論は道州制の議論にとって邪魔だというような議論があろうがなかろうが、分権の先に道州ありというのは、今かなりの人の総意というか、なっているんじゃないでしょうか。別に道州が議論されているから、分権が否定されるなどと、そんなことを考えている人がいるんじゃないかというのが私の疑問でございます。

○江口座長　どうぞ。

○鎌田委員　この江口座長さんが整理された1ページのところで、道州制論議の速度を速めることによって、地方分権を後押しすることにもなるというのは、これは私が今まで申し上げたように、こういうことにはならないと思いますので、むしろ道州制の議論が基本法のような議論が先に行けば行くほど、分権の議論というのが後回しになりかねない状況があるというのは、考え方の違いかもしれませんが、それを申し上げます。

それから、長谷川さんがおっしゃったように、私も今、まさしくそれを、今までのお話は長谷川さんご自身のお考えで、それはそれで結構なんですけれども、まさしくそういうことをもう少しピックアップして議論してもいいんじゃないかなということを申し上げたいと思います。

金子さんがおっしゃったように、私はずっと道州制の議論というのは、いつかも御報告させていただいたときがあるかと思いますけれども、例えば関西で今広域連合をつくろうとしていますよね。来年の7月には発足というような動きまで出てきています。九州でも非常に、かなり深く掘り下げた議論のペーパーを出しておられると。そういう地域の動きが具体的な動きが住民にとっては一番わかりやすいんですね、見えやすいと思うんですね。広域連合というのは非常に制度的に限られた制度ですので、多分うまくいかないところもあるだろうと思うんですね。うまくいけばいいなとも思いますけれども、でもうまくいく、あるいはうまくいかない、そういうのが具体的に見えることによって、道州制になったらどうなるかというのが議論、考えられる材料として私は本当にぴったりだと思うんですね。

そういう意味では、金子委員が先ほどからおっしゃっておられるように、道州制特区推進法というのは、私はもう少しここで議論してもいいんじゃないのかなと。何かどうい

わけか、非常に今までの議論を見ると、金子委員がおっしゃっている割には非常に冷たい扱いで、余り深く立ち入って議論していないんじゃないかなと私は思うんですけれども、私が先ほど申し上げましたように、地域の具体的な動きをできる限り見てもらうような形で、道州制ビジョン懇談会が支援するとすれば、できるとすれば、この場で基本法よりは道州制特区推進法をどう具体的に活用できるかというのをもう少し議論したほうがずっと現実的でわかりやすいと思うんです。

ですから、そういうのを議論をしたら、住民にとっても、あるいは我々がシンポジウムに行った場合でも、もっと具体的にわかるような形でお話できると思うんですね。ですから、そういうのを私としては強く望みながらいつも議論に参加させていただいていますので、ついこの間、10分も20分も議論していないようなことをこんな形でまとめられてペーパーが出てきて、それでさあ次は区割りだというような、そういうものじゃないでしょう。だって、要は堺屋さんがおっしゃったように、国は役割自体が区割りにもまさしく絡むわけですから、なぜそこをもう少し国の役割のところをきっちり議論しないのかというのは私の疑問です。

○堺屋委員 今の鎌田さんのご意見はまことに心外なんですけど、ずっとこれをやってきたんですよ。この委員会が発足してから、江口座長のもとにたくさんの人も集まり、江口座長が全国歩かれても、それでいろいろな学者も集めて、この議論だけは徹底的にやったところなんです。それで、中間報告をつくったんだと私は思っています。5分や10分じゃなしに何百時間やっていますよ。

○鎌田委員 それは前回の議論のことを言っているだけであって、これについて言っているんです。

○堺屋委員 だから、これは今、長谷川委員のおっしゃったようなシミュレーションもたくさんやって、こんなロッカーに何杯も入っている議論なんです。それを簡単に言われたんじゃ僕は困るんです。それで、前回のこれをつくるまでの議論はここばかりやっていたんだと、私はそう思うんですけども。

○鎌田委員 私は道州制ビジョン懇談会に1回しか欠席していないんですが、これについてさんざん、さんざん議論したという記憶は全くないんですけれども。

○堺屋委員 だから、昨日これは例示だとおっしゃったので、あれ、読んでおられないのかと仰天したんですが、これは例示じゃないに限定と。

○鎌田委員 ですから、私としては堺屋さんが報告されたものがそのままぱっと入っているので、えっというふうに逆に思っている次第なんです。本当にこれはこういうふうな形で入れるというのが、それでそれがですから例示ならわかりますけれども、例示じゃないというのであれば、限定であれば、でも現実はややと違うんじゃないんですかという。

○江口座長 政務官、どうぞ。

○松浪政務官 国の役割については、これは自民党でもずっと内々やられていることで、非常に議論が似通っていると思います。ただ、連邦制等の議論で連邦制でも2種類ありま

して、この国のやることを限定するのか、してはいけないことを書くのかという、どちらをとるかという考え方がありまして、おおよそ堺屋委員おっしゃるように、自民党のほうも我々も今まで検討してきた中で、日本というなぜ連邦制ではないのか、道州制なのか、これはまさに日本型と、我々の歴史、文化に合致した形での国のあり方ということですから、私もEPAもちょっとおかしいかもしれませんが、EPAの場合は、例えば国全体でそれは当然結びます。アメリカみたいに条約キホウみたいにばらばらで3州が結んでないとか、そういうことが起きないように当然いたします。

ただ、特区的にそういうことをやる規模というのは、やはり都道府県じゃなくて道州なんだろうと、そういうことのコンセンサスという意味で、この道州制というのは私は可能性があるなというふうに思っている次第であります。

あと1点、私はこの会議で前回も前々回も申し上げたと思いますけれども、地方分権推進委員会との関係であります。これは両方携わっているのは、恐らくこの中では私だけであると思いますので、前々から言わせていただいているところでありますけれども、この地方分権と道州制、いつも卵が先か、ニワトリが先かという議論があるんですけども、これはそろそろ終わりにさせていただきたいということで、経済と社会保障を両立するためには道州制が必要なんだから、その前段としての地方分権であると。ですから、地方分権一括法と新法と道州制基本法というのは、やはりリンクする関係にあっていただきたいと、そのために江口座長を初め、委員の皆さんと丹羽委員長にもお互いにお話をさせていただきたいと。

実際問題、私も滝本審議官や参事官、私の部屋に来ていただいて、そして自転車会館のほうに向こうの宮脇事務局長以下、事務局の人間が皆さんいらっしゃいます。両方に来ていただいて、私の前でどうあるべきかというすり合わせも役所の中でそろそろやっていたく時期にあるということを申し上げておりますので、これについてはそろそろ鎌田委員おっしゃるとおり、1万以上の事務について膨大な作業をしていただきました。これはあくまで都道府県に移譲するための作業であります。

そのかわりに、確かに道州単位になりますと、整備局単位、経済産業局単位と局単位になると、当然枠組みによって移譲できる事務というのも変わってまいります。そして、事務財源だけでなく、人間まで移譲するということになればやはりそれぐらいの規模が必要ということで、これは2層のことだと思っていただいて、何もこれは対立をする論点ではないんだということで、私はこの間8日に第2次の案が出たんですけども、これについては自民党の中でも政審総務を通してないんです。1次は通っていますけれども、振興局案とか、工務局に分けるという案なんですけれども、これはかなりこの間経団連の井上さんが自民党に來られているときにそれを見て、経団連はこれは分権一括法が出てからそういう整理を考えていたんですけども、これは2年ぐらい先に進んでいるのかなんていうことをおっしゃっておられましたけれども、そういう見方もできるわけですから、前向きにそのあたりを整理をいただきたいと。

ですから、私が前から提案をさせていただいておりますように、向こうの地方分権の推進委員会のほうとこちらのほうで目指しているものは一緒ですけども、枠組みがあくまで違うんだということで、そのあたりの整理をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、そろそろ卵が先、ニワトリが先というのだけは、何とか融和をしていただきたいなと思う次第です。

○江口座長 山下委員、いかがですか。

○山下委員 ありがとうございます。

今日のメインテーマは区割りの基本方針ということだったと思います。

まず、それから申し上げますと、私は前々回も申し上げましたように、この中間報告の22ページに書いてあるこのことが小委員会でも①から④の原則ということで取り上げられているということで、大変結構だと思っています。⑤については、ちょっと既存単位というものを余り大きく取り上げることがかえって混乱の種になるんじゃないかなという、個人的にはそういう気がしております。

①から④の自立とか、あるいは帰属意識、あるいは歴史・文化、こういったものを基本方針ということになれば、私の四国はすんなり四国州ということで結論が出るということもございまして、これで私としては結構かなと思うんですが、ただ小委員会の立場で考えると、これは一つ一つは立派な基本方針なんですけれども、お互いにコンフリクト、相矛盾する点が確かにございますね。

例えば、①の経済的、財政的自立が可能な規模ということと、②の帰属意識、あるいは地理的一体性ということ、必ずしもこれは両立するとは限らないわけです。この①から④を極力満たすような方向に持っていくためには、財政調整ということがどうしても不可欠であると。

一方で、税財源等の話は別な小委員会でやっているわけですから、この前のように、前々回のように、それぞれの小委員会がお互い親委員会（懇談会）からの方針がはっきりしないという、そういう限界意識を持つのはやむを得ないところかなと思います。どこかでリンクが要る。それはまさに懇談会なのか、あるいは両小委員会を合同にするか、あるいは最終的には座長が調整されると。個別だけでは解決が出ない問題だろうと、まさにこの①と②なんかはそういうことですね。ここに財政の話を持ってこないといかんということだと思います。

それから、今日たまたま大きな話題になってきている国の役割の中で、例えば外交というのを国に限定するのか、あるいは地域がやっちゃいけないのかという話が出ていますが、私はこれは相方のレベルによる話だと思います。国の相手になるのは国ですから、例えば州が外国を相手に外交をやるというのは、先方が受けないと思いますけれども、州と州は国同士で国境を越えて相方として当然EPAなんかも結べる、それが地域協定だと思いますけれども、例えば私の地元の徳島県はドイツのニーダーザクセン州と姉妹提携を結んでいます。民間交流、サッカーのコーチを呼んだりとか、あるいは若手の留学生を交換した

りとか、いろいろなことをやっていますが、そういうことは当然いわゆる政務官のおっしゃるグラスルーツの交流として、現在も妨げられてないわけですね。恐らく堺屋先生がおっしゃるこの17ページの限定列举というのも、そういうレベルの外交までも妨げるような性格のものではないと私は理解しておりますけれども、そんなところでございます。

○江口座長 堺屋先生、そういう考え方でよろしいですか。

○堺屋委員 国の道州に対する関与を限定するために、16項目ここに書いておりますけれども、道州のほうで国にどういう関与をするかということは書いてないんですよ。だから、この範囲の中でも道州が特にやりたいということがあれば、例えば資源エネルギー政策をやりたいという道州があれば、それはやっていただいているんです。これは道州がやっちゃいかんということを書いてあるわけではありません。ただ、貿易とか移民とか通貨とか、この辺は常識として限定していいと思いますが、やっちゃ悪いということではないと思います。

○長谷川委員 そうしますと、先ほど政務官もおっしゃられた特区の扱い、これは結構大きな問題になり得るなと思います。だって、自分のところだけ関税を引き下げたいという特区があらわれたときに、それはあなたの権限にはありませんと言うのか言わないのか。それから、移民についても同じことだし、ひょっとしたら、通貨だってそうかもしれないんです。地域通貨の問題、これは今商店街だから認めているけれども、実は私どもの道州で地域通貨を入れたい、北海道円を入れたいと言い出したときに、それはだめですというふうにするのかどうか。

だから、などなどを考えると、今挙げただけでも特区のところ、それから権限のところというのは、ちょっと知恵を出す必要があるなと思います。

○堺屋委員 知恵を出す必要があるんですが、それは国と道州間の調整の問題という（５）のところでそういう希望が出てきたらという調整をまずするということでしょうね。

○金子委員 そこで、今、長谷川委員のおっしゃられた、そこで私は道州制特区というものが大変に意味深いものがあると。あれで練習ができるからです。おろしてみてもいいんだ。おろしてまた引き揚げればいいんですから、おろしたけどだめじゃないかと、引き揚げればいいんですから、そのピストン運動をやりながら、次第にここで考えているようなビジョンに近づいていくというのが道州制特区の使い方だと考えます。

ですから、特区のことでこの間も北海道が第2次案を出してきたときに、これを自民党の先生方はこれを道州議会で決めてきたんだから全部通してやろうじゃないかというわけだけれども、役人のほうはやはりその中で特定免税店のようなそういう問題で出てきているけれども、それはちょっと問題があるというので、ストップをかけるというふうな空気だったですけれども、私はそれを見ていて、やってみてだめなら引き揚げればいいんですから、要するに道州制特区というのはそういう実験の場なので、実験しながら最終的に国が何をし、道州が何をするのが一番正しいかということを経験自体が体験として考えることができるような、こんなすばらしい法律はないと私は考えているので、それを早期に改

正しろと、こう言っているんだけど、いまだに半年もたつけれども、音さたないわけですね。こういうところが問題だ。

○江口座長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ついでに申し上げますと、最低限の生活保障、9番のところ、これは生活保障は入るだろうなと思いますけれども、年金、道州年金ということを考えるとところもあるかもしれないけれども、これはどうするのか。私は国でやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、でも今の金子委員の話で、これもひょっとしたら北海道州年金でやらせてちょうだいよという場合、特区で認めちゃって、やってみて失敗したら……。

○金子委員 そういうことは住民が決めればいいんです。

○長谷川委員 そういう議論もあるし、それとも年金制度をそれなりに詰めて、初めからこれは国でやったほうがいいという議論になるかもしれないと、それは問題提起ですけども、そういう議論があり得ますねということ。

○金子委員 モデルが2つあれば住民が決めますから。

○江口座長 太田委員、どうですか。特区の問題、沖縄で特区の話がよく出ますけれども。

○太田委員 まず、堺屋先生が出されている（1）の道州制を考える上で重要な国の役割16項目に垂直的財政調整機能が入ってないと、こういうことを言っておられる。ですからこれについては4（3）についてはそのとおりでいいのかと投げかけをしていますので、この辺をきちっとビジョン懇のほうでは審議をしていただきたいと考えています。沖縄でシンポジウムをやったときに、これは基本的には例示という考え方を持っていたものですから、この16項目それで終わりなのかということになると、これはまた話が違う。

例えば、ナショナルミニマムについても、例えばこういうことですよと言っているだけであって、よく聞かれるんですけども、これはまだ決まってないんですよと、これから細かく決めるんですよという話をしています。ですから国の役割とか州の役割、それから基礎自治体の役割については、専門委員会を設けるなりして、きちっとこういうことですよと決めるということが一つですね。

それから、もう一つはそのまま役割を決めてしまって、それで終わりだとなったら困るんです。本州は陸続きで一体かもしれませんが、沖縄陸続きではない離島ですから、例えば関税の問題でもそうですし、出入国管理の問題についても、沖縄県が自立経済をしようということで、観光1,000名をやろうといっても、どうもこのビザの問題でなかなか出入りができないと。要するに、中国とか韓国からは、それをなくしてくれたらどんどん来れるんだと、こういう話がある。こういうこともあるものですから、できたらその中で堺屋先生は（5）で国と道州間の調整ができると、こういうことを言っておられますので、これで本当に調整ができるのかどうか、これもきちっとしたことを書いていただきたい。

例えばですけども、道州の長が道州議会の議決を得て中央政府に対して、国の権限に属する事務の一部を道州制が担うということを要請することができて、それに対して中央政府と協議できる制度をつくるとか、こういういろいろなことを細かいことをきちっとや

らないと、これで限定してこれだけですよという話になってくると、なかなか難しいなという感じを持っているんですよね。ですから、その辺について国と道州、それから基礎自治体の権限についても、役割についてもきちっと決めないといけないのではないかなと思っています。

○江口座長 区割りの基本方針について、特に沖縄はどういう方針で。

○太田委員 区割りについては……。

○江口座長 よく出ますね。

○太田委員 はい、これについては既に何回もお話ししていますように、シンポジウムをやると大体8割以上は道州制をやるならば単独州だという考え方です。

○江口座長 それはどうして。

○太田委員 それについては、前に報告書を出してあります。それを読んでいただければ思います。

○江口座長 主なものをちょっと言ってください、歴史的なこととか。

○太田委員 歴史的、地理的な問題や基地問題もあります。

○江口座長 それから、伝統的なものもありますね。

○太田委員 あります。

○江口座長 気候、風土と、よく……。

○堺屋委員 沖縄の独立のときに、奄美大島の一部を入れるかどうかという議論がよく聞くんですが、それはどうでしょう。

○太田委員 これは前回お話ししたかと思いますが、奄美については民間団体のいろいろな交流の中では、沖縄がいいという方が結構多いです。ただ、行政側にそれを投げかけると、それについてはノーコメントですね。沖縄に対してもある面で反発はあるし、九州に対しても反発はあるものですから、それはできたら奄美の方々がどう考えるかということについて専門委員会の方でヒアリングをして、考え方を出してほしいと思います。ただ、地理的、文化的、歴史的に見ると沖縄に近いのではないかと考えています。

○江口座長 協議委員会の委員の方々は、地元、地元でございますので、地域、地域でございますので、道州制についての区割りの基本方針について、こういうことはちゃんと押さえておいてもらわんと困るというようなことを考えておられるのではないだろうかというふうに思うんですけども、佐々木委員、いかがでございましょうか。

○佐々木委員 以前にも申し上げたんですけども、先ほど山下委員のおっしゃった4つの項目プラス5つ目をどういうふうに考えるかというのは、5つ目というのは矢田委員長のとまとめの文書ですね。まとめというか、私的まとめとおっしゃいましたけれども、その文書の5つ目が区割りの議論のときにベースになっていれば、それはそれで全く問題ないと思っております。それは前にも申し上げたとおりで、ただ山下委員がおっしゃったとおり、4つの原則の中には二律背反のものもありますから、そのウエートの問題はいろいろあると思いますけれども、そこら辺は専門委員会も含めて議論していけばいいんじゃない

かと、基本方針で考えるべき項目は織り込まれていると、これは中間報告でもそうですけれども、思います。

○江口座長 長谷川委員。

○長谷川委員 区割りの話じゃないですけども、いいですか。

○江口座長 いいですよ。どうぞ。

○長谷川委員 堺屋先生のペーパーにあって、今、太田さんもおっしゃられた垂直的財政調整機能はないことになっているけれども、これはどうするかという話、ここはすごく大事なので、ちょっと一言言っておきたいんですけども、私は基本的にはこけは水平的というか、道州間で話し合って決めればよいと思っていて、したがって道州間でお金を配分するルールをしっかりと決めればよいと。例えば、人口とかGDP比とか、すぐ出てくると思いますし、それから無駄遣いを少なくしたところにはインセンティブを与えるような、そういうルールをしっかりと決めればよいということが原理原則だとまず思っていて、垂直的と言ったときには、国がある種の裁量権、権限を持って、あなたの道州にはお金が足りないんだからこれだけあげますよという、この手の裁量権を国に与えるという、そういう意味での垂直的調整機能というのは認めるべきではないと。

○堺屋委員 全く同様でございまして、よく国が何々の税を取って、地方交付税のように自動的に配布するというのがあります。そのときには、徴収権者がだれかということが問題になるんですが、できれば国と道州と市町村が三重に取っているという、今そうですよね。市町村と、徴税一元化が望ましいと思うんですね。そうすると、国が何でそこへ介入するのか、自動的にできるものなら介入する必要はないので、垂直的調整には必ず国の関与が入ってくる、これは厳に排除すべきもので、それは道州間の調整は道州間同士のもとと明日の議論になりますが、道州の調整財源を税原として、タクシェーション・フィールドとして確保して、それで一定の基準に基づいて配分する。その基準はこれからどんどん研究することがある。それが正しいと思います。

○金子委員 徴税一元は私も賛成です。

それで、徴税は一元ですけども、今の調整の問題、調整は当然ながら道州間でそういったルールを決めてもらう。それがまず第1、一番大事。

次に、税源をどう配るかというのは、これは国の税法の問題、ですから国はそこでいわゆる国会に法案を出してそこで決定する段階では国のほうに力があるわけですから、そこではそういう道州間で話し合ったことを尊重して、そのルールのもとに法律で税源を配る形をつくるということをやれば、あとは自動になるわけですね。そういうふうにいくべきであって、国が今やっているみたいに、おまえのところにこれだけやるからおれの言うことを聞けと、これはなしということですね。

○江口座長 どうぞ。

○佐々木委員 ちょっと一つ留保をつけます。

今のお話、垂直型の財政調整機能はないというご議論で皆さん固まっちゃっていますけ

れども、おとといの議論を思い起こしていただければ、河内山委員や高橋委員は疑問を呈しておられます。したがって、確かに会議に出席していないことは一任したことだとの擬制もできないわけではありませんが、ここはきちっと確認していただきたい。それだけちょっと申し上げます。

○江口座長 でも、前回話されていますから、それはいいと思います。

○金子委員 ちょっと補充しておきますけれども、私が言っているのは10年先の話ですよ。それまでの間は当然だからやらなきゃやっていけませんから。

○江口座長 鎌田委員、どうぞ。

○鎌田委員 明日、税財政の話をするということなので、あえて言わなくてもいいかなと思ったんですが、佐々木委員が心配されているように、この場にいる委員がみんな水平だというふうになっているというわけではないということをぜひご理解いただきたいと思います。

現実の問題として、水平的にやっている国はないんですね。ないことをやるというのは非常に一見勇ましいし、格好いいんですけども、もう少し現実的に考えるべきで、日本みたいに地域的に、歴史的にも多様なそういう地域があるところで、果たして水平でやろう。確かに、そのときにいろいろな考え方を配分のルールを決めるというのは、一見正しいし、そういうふうに議論を私もできればいいなと思いますけれども、現実の問題として日本、こんなような地域的に多様な地域で、それは東京をどうするという、そういう以前の問題として水平だけでは済まないというのを、つまり国が何らかの形で関与せざるを得ないんだということを私としては申し上げておきたいと思います。

○金子委員 じゃ、両論併記しておいたらどうですか、どうせ10年先の話だ。

○長谷川委員 私は国が関与しなければならないという理由を明日議論するんでしょうけれども、その根拠をしっかり示していただきたいなと、そうすれば議論になると思います。

○江口座長 この件につきましては、明日ちょっと、もう時間がございませんので、明日の水平か垂直か、あるいはまた両論併記か、また水平、垂直、両方並行に行うかは別にしまして、それは明日議論していただくとして、ちょっと政務官のほうからご意見をいただきたいと終わりたいと思います。

○松浪政務官 ありがとうございます。

皆さん、ご熱心なご議論をありがとうございました。

ビジョン懇であるからには、本当にイマジネーション豊かに起こして、後半非常にいい議論ができたのではないかと思います。

この水平、垂直というのも、私は月曜日に申し上げましたけれども、本当にぱりっと分かれているものではないなと。この間、九州の皆さんのビジョンを見たときに、あれは図が3つに分かれておりましたけれども、私はあそこまでぱりっと割る必要もないなと。例えば、国は道州に対しては言うことができるけれども、市町村に対しては道州からそちらをお任せするという、まさにお任せ道州制をどういうふう to 実現するかというのが本来の地

方の意思を尊重するあり方ではないかなというふうに思います。ですから、この共有税について、本当に長谷川委員おっしゃるように、そうしたルールづけをきっちりするということは、本当に素晴らしいことだと思います。

一方で、我々は徴税一元化も今、知事さんなんかは私お話しすると、私は徴税は一元化すべきなんだとおっしゃる知事さんが多いんですけども、実は22万人いる地方にいる国家公務員の中で財務局というのは6万人ぐらいで一番多いわけですね。この身分をどういうふうに考えていくかというのも、やはりこれから前回の地方分権推進委員会の今の第2次案でそこは触れられておりませんので、そういったことも柔軟に議論していただけたらなと。

最後に、税だけではなくて、国の例えば税で法人税なんかも、例えば四国だけは数%減免するとか、そういう調整のあり方もまた共有税のほかにあるかと思いますので、そういうことも柔軟に考えた上で、我々垂直、水平というんじゃなくて、できるだけ斜めの角度をどういうふうにするかというようなところで、ご議論をいただければいいのではないかなというふうに思います。

○江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間もまいりましたので、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。

最後まで本当に熱心にご参加いただき、ご議論いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

明日は税財政の問題で、ちょっと委員の方々のご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

どうもありがとうございました。

午後 6時59分閉会